

報告第 3 3 号

平成 1 5 年 1 0 月 9 日承認

市民部会市民活動分科会の事務事業調整方針について

市民部会市民活動分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第33号

協 議 会 報 告 項 目

市 民 部 会

市民活動分科会 6-2

津 地 区 合 併 協 議 会

## 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
6 - 2 - 1	市民交流計画	7/17			7/30	
6 - 2 - 2	支所・出張所会議室の開放	9/13			9/18	
6 - 2 - 3	クリーン津推進協議会支援	7/17			7/30	
6 - 2 - 4	地域づくり等振興事業	9/13			9/18	
6 - 2 - 5	暴力追放宣言	7/17			7/30	
6 - 2 - 6	暴力追放各地区市町村民会議	9/13			9/18	
6 - 2 - 7	地区防犯協会	9/13			9/18	
6 - 2 - 8	各市町村防犯協会事務	7/17			7/30	
6 - 2 - 9	防犯灯設置補助等	9/13			9/18	協議会協議項目
6 - 2 - 10	消費生活モニター制度	7/17			7/30	
6 - 2 - 11	市民活動センター運営管理業務	7/17			7/30	
6 - 2 - 12	市政モニター制度	7/17			7/30	
6 - 2 - 13	コミュニティ施設整備計画	7/17			7/30	
6 - 2 - 14	会館運営管理業務	7/17			7/30	
6 - 2 - 15	市民センター運営管理業務	7/17			7/30	
6 - 2 - 16	三重県消費生活講座受講生旅費支給	7/17			7/30	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民活動分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 市民交流計画	生活と地域社会とのつながりは、取り巻く環境の変化の中で希薄化し、高齢化の進展などを背景として地域自らが取り組むべき課題も多くなってきたのが現状である。自治会など特に地域組織(自治会・地区婦人会・地区体育振興会・地区子供会育成者連絡協議会等)を基盤として行われる活動や人々の価値観の多様化などあいまって、ますます活発化する生涯学習等活動分野も幅広い領域に及んでいる。行政として、活動の条件整備に努め、市民相互の多様な交流による心豊かな地域社会の形成を目指している。	-	-	-	-	-
2 支所・出張所会議室の開放	平成8年11月から使用団体登録申請を提出して許可された団体に、支所(9支所)に備えられている会議室・和室を無料で開放している。	支所はあるが開放は行っていない。	支所の会議室は、公民館で管理しており、現在も開放している。	-	-	-
3 クリーン津推進協議会支援	クリーン津協議会の事業に補助金を出して、市民自ら津市を美しくしようという意識向上をねらっている。	-	-	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 2. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 3. 廃止の方向で調整する。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	新市に移行後、新市民交流計画を策定する。 ○ 津市市民交流計画の策定に当っては、コミュニティづくりの原点が地域であることから、地元自治会をはじめ各種団体の声が反映されるよう、アンケート調査や懇談などを行うとともに、コミュニティ施設である市民センターや公民館の館長との意見交換を行ってきた。 ○ 新市においても、新たな市域の中での計画づくりは地元懇談会やアンケート調査を行うことで策定していく必要があることから、新市に移行後3年程度を目途に調査期間を設け策定していく。
-	平成2年より役場出張所に併設管理している多目的研修集会所において、町関係団体等の依頼に応じて貸し出しを行っている。(使用許可申請書の提出をうけ、許可書を発行)	各旧村単位で4つの出張所があるが開放していない。	旧村単位で、6出張所(地域住民センター併設)があり、住民センターと連携、連絡調整を図り地域振興を推進していることから、会議等に無料開放している。(公民館的施設)	地域のコミュニティ活動を支える基本的な施設として、新市においても継続し、未開放の市町村についても可能な施設から開放する方向で調整する。
-	-	-	-	助成金は廃止の方向で調整する。 なお、実施主体である商工会議所をはじめ各種団体において、広域的活動へと広がりがあれば調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会			
関係項目		分科会	市民活動分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 地域づくり等振興事業	-	○まちづくり協働事業補助金 自治会主体のまちづくりを目的とした地域の新たな絆と連帯、地域文化の創造、伝承、自治意識の高揚等につながる創造的な事業を補助する。(14年度終了) まちづくり協働事業としては、14年度で終了したが、平成15年度・16年度と補助率を変更して「久居市地域活性化ふれあいまちづくり事業」を実施することになった。15年度予算480万円	-	○地域振興助成 地域の振興を図り、住民の福祉に寄与することを目的とし、各地域で自主的に進める施設整備(簡易水道、道路補修、消防機材等)などに対して助成する。平成14年度実績で2地区自治会へ643万円	○自慢できる村づくり事業 住民の自主的で総意と工夫にあふれた環境保全、景観整備、活性化のための諸事業に対し、事業の一部を助成し、地域づくり団体の活動を助長する目的である。 内容 地域の景観整備及び景観創出活動 環境保全活動 集客効果のあるイベント及び展示活動等で主なものとして辰水神社干支づくりなど5団体に例年250～300万円補助 事業推進のための調査研究 助成金 ソフト事業 20万円以内×80%=16万円以内 ハード事業 50万円以内×90%=45万円以内	○ふるさとおこし事業 平成14年度からの実施で、町民の自主的な地域づくり事業(ハード、ソフト)に対して補助する。 自治会、環境保全団体が主な団体 補助限度額50万円で補助率9/10 例年10団体へ補助 15年度予算 500万円(10件) 県補助の生活創造圏づくり補助金を活用(2年間事業)
5 暴力追放宣言	・暴力追放宣言 昭和53年12月15日議決 市民の良識を結集し、真の勇氣と不屈の態度をもって、暴力追放を強力に推進し、明るく住みよい津市を作ること。	・暴力行為追放のまち宣言 昭和53年9月27日議決 法と秩序を無視した暴力行為を未然に防止し、青少年の健全育成、地域住民の平穏な生活を求め、全ての暴力行為も許さぬ不屈の態度をもって常に監視を続け、これを根絶して明るく住みよい市民生活をすることを宣言した。	-	-	-	-
6 暴力追放各地区市町村民会議	暴力追放津安芸地区市町村民会議事務 ・暴力行為等の排除に係る住民意識の高揚のため、電光表示広報街頭啓発活動・各種啓発活動・連絡体制の強化等を実施している。 ・年1回役員会及び総会並びに優良団体表彰を行う。	暴力追放久居・一志地区市町村民会議事務 ・役員会及び総会、研修会	津市に同じ ・津市に同じ	同左 ・同左	同左 ・同左	同左 ・同左
7 地区防犯協会	津安芸防犯協会 ・津安芸地域安全ニュースの発行(各自治会回覧)、防犯少年スポーツ大会の開催及び、津まつり会場において啓発活動を実施。  【分担金】 26円×10月1日現在住民登録者数	久居・一志地区防犯協会 ・パトロールを中心とした啓発、防犯活動  【分担金】 50円×10月1日現在住民登録者数	津安芸防犯協会 ・津市に同じ	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		4. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 5. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 6. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 7. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)		
構成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	○地域づくり推進補助 住民主体の活力あるまちづくり(地域づくり)を推進するため、地域住民の自主的な参加と創意工夫により、新たなまちづくりへの取り組みや地域の特色を活かした魅力あるまちづくり(地域づくり)活動に対して支援している。 事業費の1/2補助で20万円 限度 補助実績 13年2件40万円 14年1件20万円	産業振興の中で、地域おこし事業実施団体に助成を行い、イベント等を通じて地域の活性化を図っている。 村づくり仕掛け人チームによる村内イベントの開催に対しての補助 15年度予算 1件 80万円	市民活動団体の個々の事業に対する助成及び期限付きの事業は合併を契機に見直していく。 現在、継続事業として実施されている事業については、当該年限まで実施していくものとする。 なお、地域振興に関わる各種活動については、商業及び観光面等から新たな制度に向けた調整を行う。
-	・暴力行為追放宣言 昭和54年9月28日議決 青少年の健全育成、地域住民の平穏な生活を希求する一志町においては暴力追放の諸施策を推進するとともに、町民一人一人がすべての暴力行為も許さぬ不屈の態度をもって常に監視を続け、これらを根絶して明るく住みよい町民生活を守ることを宣言する。	-	・暴力行為追放の村宣言 昭和59年7月25日議決 暴力追放の諸施策を推進するとともに、村民の1人ひとりが、いかなる暴力行為も許さぬ不屈の態度をもって常に監視をし、犯罪を防止すると共に地域の治安維持を図り、明るく住みよい村民生活を守ることを宣言する。	新市においても、暴力追放宣言を行う方向で調整する。
久居市に同じ ・久居市に同じ	同左 ・同左	同左 ・同左	同左 ・同左	組織については一元化する方向で調整する。
・久居一志防犯協会 久居市に同じ	同左	同左	同左	組織については一元化する方向で調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民活動分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 各市町村防犯協会事務	津市防犯協会  ・委員数20名 ・任期1年 ・報酬無し ・会長、副会長、会計は各1名 ・監事2名 会長は助役、副会長は津市自治会連合会長 委員は各地区自治会連合会長 防犯連絡責任者を自治会長に依頼 ・防犯灯の設置補助を主体とし、防犯思想の啓発に努めている。	久居市防犯委員会  ・委員数40名 ・任期2年 ・ボランティア40人×6,900円(委員報酬ではない) ・会長1名、副会長1名 ・監事1名 顧問は市長、市議会議長、久居警察署長 ・夜間パトロールを中心とし、青少年への指導並びに道義心の啓発昂扬を行っている。	河芸町防犯協会  ・委員数31名 ・防犯連絡員11名(警察が委嘱) ・地域安全パトロール運動推進事業を実施している。	芸濃町防犯委員会  ・委員数17名 ・町長が選任する者で組織 ・防犯活動全般について活動している。	-	安濃町防犯委員会  ・委員数27名 ・報酬無し ・委員長1人、副委員長2人、支部長4人、副支部長4人 ・広報・啓発活動、警察等の行う防犯活動に対する協力などを行っている。
9 防犯灯設置補助等  ※協議会協議項目	市内の自治会等より防犯灯設置要望があれば審査後、補助する。	自治会が防犯灯を設置後、工事費支払い領収書の写しを添付し防犯灯新設補助金交付申請書提出。	自治会等から街灯(防犯灯等含む)の新設及び修理について要望があれば審査後、補助する。	町内の自治会から防犯灯の設置要望により審査後、補助する。	村内の自治会より防犯灯設置要望があれば審査後、設置する。	町内の自治会等より防犯灯設置要望があれば審査後、設置する。
	【防犯灯】自治会 (1灯最高10,000円)	【防犯灯】市 250基 自治会 3,261基 経費の1/2(上限10,000円)	【防犯灯】町 788基 自治会 528基 (10,000円以上60/100以内補助)	【防犯灯】町 73基 自治会 (1灯10,000円補助) (取替1灯5,000円)	【防犯灯】村 290基 自治会	【防犯灯】町管理 約100基 自治会
	【街路灯(水銀灯)】市	【街路灯(水銀灯)】市	【街路灯(水銀灯)】町	【街路灯(水銀灯)】町 2基	【街路灯(水銀灯)】村 2基	【街路灯(水銀灯)】 -
	【通学路灯】 -	【通学路灯】 -	【通学路灯】 -	【通学路灯】町 48基	【通学路灯】村 150基	【通学路灯】 -
	【設置】自治会 H14実績 自治会 1,880,900円	【設置】市、自治会 H14実績 市 472,500円 H14実績 自治会 492,475円(市補助分)	【設置】町、自治会 H14実績 町 1,599,475円 H14実績 自治会 609,600円(町補助分)	【設置】町、自治会 H14実績 自治会 92,780円(町補助分)	【設置】村	【設置】町、自治会(自治会からの申請により町の全額補助によって設置する) H14実績 自治会 1,725,150円(町補助分)
	【管理】自治会	【管理】市、自治会	【管理】町、自治会	【管理】町、自治会	【管理】村	【管理】町、自治会
	【修繕】自治会	【修繕】市、自治会	【修繕】町、自治会 H14実績 町 1,816,078円	【修繕】1灯5,000円 H14実績 自治会 95,550円(町補助分)	【修繕】村	【修繕】町、自治会(補助は10,000円以上について事業費の3分の2) H14実績 自治会84,000円(町補助分)
	【電気料】自治会	【電気料】年1灯1,100円 H14実績 3,639,900円(市補助分)	【電気料】補助なし	【電気料】町、自治会 H14実績 町 391,969円	【電気料】村	【電気料】町、自治会 H14実績 町 282,570円
	※市から津市防犯協会へ補助金を出し、協会からの補助として出している。 現在の総設置灯数は把握出来ない	※自治会管理以外は市が設置・管理		※1自治会1年度、新設は3基、取替はなし。また、自治会間が離れており、自治会の判断の難しい場所、通学路は、自治会要望があれば町管理防犯灯を設置。		※町管理の防犯灯・街路灯・通学路灯を一括して防犯灯として取扱っている。 ※維持経費の補助金を廃止するのは難しい。 ※安濃町防犯協会への補助はなし。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 9.
-------	-----------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	事業内容、組織の一本化を図り、また関係する警察署との調整を行っていく。
町内の区会より防犯灯設置要望があれば、審査後、補助する。	自治会より防犯灯設置要望による。	町内の自治会等より防犯灯設置要望があれば審査後、設置する。	地元において設置し、管理している。	
【防犯灯】町 62基 区 1402基 (上限1基につき1万円補助)	【防犯灯】自治会 1/2以内補助 (1自治会補助額50,000円限度)	【防犯灯】町 936基(集落間) 地元集落 1/2以内(限度額2万円)補助	【防犯灯】自治会 1,274基	
【街路灯(水銀灯)】区 18基 (上限1基につき5万円補助)	【街路灯(水銀灯)】町 27基	【街路灯(水銀灯)】地元集落 5基	【街路灯(水銀灯)】村 11基	
【通学路灯】 -	【通学路灯】町 90基	【通学路灯】 -	【通学路灯】 -	
【設置】町、区	【設置】防犯灯は自治会、街路灯・通学路灯は町 H14実績 自治会 514,100円(町補助金)	【設置】町(集落間)、地元集落 H14実績 町 517,377円(集落間)	【設置】自治会	
【管理】町、区	【管理】防犯灯は自治会、街路灯・通学路灯は町	【管理】町(集落間)、地元集落	【管理】自治会	
【修繕】町、区	【修繕】防犯灯は自治会、街路灯・通学路灯は町 H14実績 町 187,740円(通学路灯) H14実績 自治会 75,100円(防犯灯補助)	【修繕】町(集落間)、地元集落 H14実績 町 512,517円	【修繕】自治会	
【電気料】町、区 H14実績 町 534,298円	【電気料】防犯灯は自治会、街路灯・通学路灯は町 H14実績 町 306,290円(通学路灯)	【電気料】町(集落間)、地元集落 H14実績 町 2,325,495円	【電気料】自治会	
※町設置分電気料は、月4万6千円から5万円	防犯協会への補助はしていない。	集落内の新設は町で設置、地元管理 (H15年度より集落内新設は地元設置、地元管理)	※街路灯の村管理については、街路灯に観光案内表示をしているため、電気代及び維持管理経費を観光協会経由で支出している。(電気代は、年間約100,000円)なお、設置についても村が設置した。(設置経費1基当たり200,000円)	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民活動分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 消費生活モニター制度	モニターの方から広く消費生活に関する意見、要望、苦情及びアンケート調査等による情報の収集を行い、市民の意向を反映した適切な消費者行政の推進を図っている。	-	-	-	-	-
11 市民活動センター運営管理業務	市民や市民活動団体が利用しやすく、また市民ニーズにあったサービスの提供が望まれており、住民による社会貢献活動を支援するために市民活動団体へ委託し、市と市民活動団体が役割分担のもとに運営を行っている。	市域を対象とした地域の振興、活性化を目的とした団体の共用事務室等としてポルタ久居の一室を提供している。	-	-	-	-
12 市政モニター制度	期間中に市政モニター会議を7回程度開催し、市政全般の意見・要望をもらうほか、市の重点施策や、その時々具体的な課題について話し合い、市政に対する意見・要望について市政モニター通信を随時提出してもらっている。また市からのアンケート調査の協力・市が主催する講演会や研修会への出席を依頼している。	-	-	-	-	-
13 コミュニティ施設整備計画	市民の地域での活動は自治会活動が多く、生涯学習活動ともいべき文化活動・福祉活動・ボランティア活動等をより盛んに活動していただき、活動を通じて地域住民が親くなり、地域が活発化また活性化させることにより市民活動としての成長させていくために、コミュニティ施設を設置している。	-	-	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 津市の例により調整する。(合併と同時) 11. 現行のまま新市に引き継ぐ。 12. 津市の例により調整する。(合併と同時) 13. 廃止の方向で調整する。
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	新市に移行後、事業のあり方を見なおし、参加人数を増やして実施していく。
-	-	-	-	
-	-	-	-	新市に移行後、モニターのあり方を見直し、広域化に伴う運営のあり方を検討する。
-	-	-	-	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	市民活動分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
16 会館運営管理業務	市民の地域活動及び文化活動等の重要な交流の場として気軽に利用できるように6ヶ所の会館を設置し、管理運営を行っている。会館管理は管理人(非常勤)に委託している。	-	-	-	-	-
17 市民センター運営管理業務	市民及び市民活動団体が施設を利用することにより、市民活動の活性化が図られるよう、市内3ヶ所に市民センターを設置している。センターの運営管理は地元の運営委員会に委託しており、地元住民との交流に力を注いでいる。	-	-	-	-	-
18 三重県消費生活講座受講生旅費支給	-	-	-	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16. 現行のまま新市に引き継ぐ。 17. 現行のまま新市に引き継ぐ。 18. 廃止の方向で調整する。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	○各センター 集会所等10施設：地域活動の拠点施設となっている。運営管理は出張所等職員。 一部施設は、地元住民が主となり会館管理協議会を設け、管理運営を行っている。	
-	-	-	-	
-	消費生活のトラブルが増加・多様化するなか消費者自らが知識を得、自己責任に基づいて行動できる環境をつくること、またそのリーダー的存在を育成するために、消費生活講座受講推進に必要な旅費を支給し、受講の推進を図る。廃止の方向で現在検討中	-	-	